

令和8（2026）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務委託
公募型プロポーザル 質問内容及び回答

令和8（2026）年8月26日

総合政策部総合政策課

No.	質問内容	回答
1	本業務における記事コンテンツ制作については、記事原稿（取材、撮影含）及び画像素材等の制作・納品及びのLP上の配置、CTA等の提案までを業務範囲とし、トチギストへの実装（HTML化、公開作業）はLP管理運営受託者が実施する認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。当業務委託の受託者には、LP管理運営受託者と連携を図りながら、記事の配置等を行っていただきたいと考えております。
2	「広告配信開始1週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施」とありますが、その後は「2週間に1回以上隔週レポートを提出」との記載となっています。広告配信開始後の定例報告については、隔週レポート提出をもって足る認識でよいでしょうか。なお、追加でミーティングを実施する場合、オンライン形式での実施は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。追加でミーティングを実施する場合は、オンライン形式での実施も可能です。
3	仕様書6（2）オに記載の「純粋な広告配信経費として5,800,000円（税抜）以上」とは、同項に定めるCV獲得を目的としたウェブ広告の媒体費を対象とし、仕様書5に定めるYouTube動画広告の媒体費は別途確保するという理解でよろしいでしょうか。 また、「純粋な広告配信経費」には、広告運用費、クリエイティブ制作費、分析・レポート費、各種ツール利用料等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「純粋な広告配信経費」には、広告運用費、クリエイティブ制作費、分析・レポート費、各種ツール利用料等は含まれません。
4	仕様書6（2）エに記載の「3,000回を下限とし提案すること」について、3,000CVは広告運用上の目標値・KPIとして設定し、その達成に向け継続的な改善を行う趣旨でしょうか。それとも、業務完了時に3,000CV以上の実績達成を必須とする履行条件でしょうか。 また、仕様書に定める広告配信経費を投入し、広告運用及び継続的な改善を適切に実施したものの、最終的なCV数が3,000回に達しなかった場合、完了検査及び委託料の支払い等にどのような取扱いとなるか御教示ください。 併せて、受託者の負担による追加広告配信その他の追加対応が必要となる場合があるか御教示ください。	3,000CVは目標値・KPIとなります。 目標値・KPIの達成・未達成は、完了検査及び委託料の支払い等に影響を及ぼすものではありませんが、3,000CV達成に向け、継続的な改善に努めてください。 また、受託者の負担による追加広告配信その他の追加対応は必要ありません。
5	仕様書6（2）ア及びエに定める「インターンシップ／求人応募の外部リンククリック」について、Google Analytics等で計測する外部リンククリックイベントの発生回数をCV数として計測する想定でしょうか。 また、同一ユーザーによる複数回のクリックの取扱い及び、CV対象となる外部リンクの範囲について御教示ください。	Google Analyticsで取得した数値を施策効果として報告してください。 外部リンクを押した回数をそのまま計測します。また、LP内の外部リンクが計測対象となります。

No.	質問内容	回答
6	仕様書6（2）ウ及び6（3）について、本業務受託者が記事原稿、画像、CTA、リンク、UI・UX、SEO等の改善内容を制作・提案し、実際のLPへの実装・改修作業はLP管理運営受託者が行うという理解でよろしいでしょうか。 本業務受託者が直接実装することを想定している場合には、CMS等の編集環境及び納品・実装方法について御教示ください。 また、LP管理運営受託者が行う改修作業に費用が発生する場合、その費用を本業務の委託料に含めて積算する必要があるかについても御教示ください。	お見込みのとおりです。当業務委託の受託者には、LP管理運営受託者と連携を図りながら、記事の配置等を行っていただきたいと考えております。 LPを改修する場合は、LP管理運営受託者と連携を図りながら実施していただくこととなります。なお、改修に係る費用については、委託料に含めて積算してください。
7	YouTube広告及びウェブ広告の配信に使用する広告アカウントについて、県が保有する既存アカウントを使用する想定でしょうか。それとも、本業務用に受託者が新たに作成し、業務完了時に県へ引き継ぐ想定でしょうか。 また、現在のトチギストについて、Google Analytics、Google Tag Manager、Google Search Console等の計測環境が構築されている場合、本業務受託者に必要な閲覧・編集権限が付与される想定でしょうか。	広告アカウントについては、受託事業者様が登録・設定ください。 受託事業者様に必要な閲覧・編集権限を提供します。
8	企画提案書における広告媒体及びCV獲得数のシミュレーション作成の参考として、現在又は過年度のトチギストについて、アクセス数、流入チャネル、広告の表示回数・クリック数・CTR・CPC、外部リンククリック数・率等の基礎データを事前に御提供いただくことは可能でしょうか。	○実績値（過去3年度） 5,241CV、CPA¥1,049（R7） 7,626CV、CPA¥666（R6） 8,794CV、CPA¥576（R5） ※他データについては受託事業者様に提供します。
9	仕様書8（5）について、広告運用、効果測定・分析、クリエイティブ制作等の専門業務の一部を専門事業者へ再委託する場合、再委託予定先は企画提案書提出時点で確定し、その名称、担当業務、体制及び責任者等を企画提案書に記載する必要がありますでしょうか。 それとも、契約候補者選定後に再委託先を確定し、県の事前承諾を得ることも可能でしょうか。	企画提案書に再委託の業務の範囲（役割分担）について記載してください。
10	仕様書8（3）に記載の「各種共有サービスのIDやパスワードを栃木県に開示し、譲渡すること」について、対象として想定されているサービスの範囲及び、「譲渡」が求められる内容（アカウント自体の引継ぎ、管理権限の付与、データの引継ぎ等）について御教示ください。	大容量ファイル共有サービス等を本業務で使用的した場合を想定しておりますが、本業務で使用予定のサービスがある場合には御提案ください。企画提案候補者と契約前協議の際に、個別協議とします。
11	本業務において、第三者が制作又は発信する写真・動画等のコンテンツを活用し、当該コンテンツをウェブ広告やウェブサイト等に二次利用する施策を提案することは可能でしょうか。 また、その場合、仕様書7（4）及び（5）に定める成果品の著作権・肖像権等の取扱いを満たした上で、当該コンテンツを制作・発信した第三者についても、自らのウェブサイトやSNS等において、契約期間終了後を含め掲載又は使用を継続できるよう権利を整理することは可能でしょうか。 併せて、このような場合に必要となる権利処理や、企画提案書に明記すべき利用条件等がありましたら御教示ください。	仕様書7の留意事項を満たしていれば、提案可能です。 当該コンテンツを制作・発信した第三者が、自らのウェブサイトやSNS等において、契約期間終了後を含め掲載又は使用を継続することについては、原則認めません。 権利処理については、受託事業者の責任において適切に整理してください。必要な事項がある場合は、企画提案書に記載してください。

No.	質問内容	回答
12	仕様書 7 (2) に記載の別紙 1 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び 7 (10) に記載の別紙 2 「個人情報取扱特記事項」について、企画提案書作成に当たり内容を確認したく、御提供いただけますでしょうか。	8 月 18 日に掲載した仕様書につきまして、一部内容に掲載漏れがありましたので、追加掲載いたしました。 また、募集ページに掲載した仕様書もデータを差し替えました。
13	仕様書 5 (1) アに記載の「表示回数 100 万回以上」について、Google 広告管理画面上のインプレッション数を指すという理解でよろしいでしょうか。 動画視聴回数や視聴完了数ではなく、広告表示回数を目標指標とするという理解でよろしいでしょうか。 併せて、県が制作中の 15 秒動画について、提供予定時期、動画本数及び予定している縦横比・解像度等について、現時点で提示可能な情報がありましたら御教示ください。	表示回数についてはお見込みのとおりです。なお、本事業の目的に資する目標指標（広告視聴完了数等）があれば、御提案ください。 15 秒動画につきましては、動画完成後、受託事業者様に提供します。
14	仕様書 6 (1) ア(エ)では制作本数を「ターゲット・キャンペーンに合わせて複数本」とし、テーマ例として計 6 本が示されていますが、例示された 6 本を必須本数とするものではなく、ターゲット設定及び施策内容に応じて、受託者が効果的と考える複数本の記事数を提案するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。